

一般社団法人日本受精着床学会 執行会員選任規則

一般社団法人日本受精着床学会（以下、「当法人」という。）では、定款第5条において、執行会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とし、「受精及び着床に関する領域で顕著な実績を有する個人のうち、当法人の事業に直接携わる意欲と能力を有するもの」にその資格を与えている。

同第6条において、執行会員になろうとする者の当法人への申込み手続きの詳細を執行会員総会決議により別途定めるとしていることを受け、本規則を定める。

（執行会員の資格）

第1条 当法人の執行会員になろうとする者は、下記の要件の全てを満たす者であることを要する。

1. 5年以上継続して当法人の会員であること
2. 当法人の会費を滞納している者でないこと
3. 下記に掲げる要件のいずれかを満たす者であること
 - ① 最近4年間に日本受精着床学会に演題を1題以上発表していること（共同演者も可）。
 - ② 最近4年間に日本受精着床学会雑誌ないし Reproductive Medicine and Biology に研究論文1編以上の掲載があること（共著も可）。
 - ③ 受精及び着床に関する領域で顕著な研究実績を有すること
4. 執行会員となることにつき、理事または執行会員の2名の推薦を得ていること

（申込書の提出等）

第2条 執行会員になろうとする者は、略歴及び研究業績等を添えた申込書を当法人の事務局に提出しなければならない。

- 2 現に執行会員である者に対しては、事務局から、引き続き執行会員を務める意向の有無について、確認を行うものとする。
- 3 第1項の申込書の提出及び前項の確認は、定款第6条第3項の規定により当該執行会員の任期が終了することとなる当法人の定時執行会員総会開催日の2月前までに行わなければならない。

（執行会員の選任）

第3条 執行会員の選任は、第2条第1項の申込みをした者及び同条第2項の確認に対し継続する意向を表明した者につき、理事会が候補者リストを作成し、執行会員総会の同意を得て行う。

（規則の改廃）

第4条 本規則の改廃は、執行会員総会の決議により行う。

以上